

## 川越市認定農業者等規模拡大支援事業補助金交付要綱

令和7年1月31日 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者（以下、「認定農業者」という。）及び同法第14条の4第1項の認定を受けた者（以下、「認定新規就農者」という。）が、同法に基づく農業経営改善計画及び青年等就農計画の目標達成のために取り組む経営規模の拡大に必要な施設の整備又は機械の導入を行うことに対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 認定農業者であって、自ら（同一農家世帯員及び二親等以内の者を含む）が所有権又は使用収益権を有し、耕作している市内農地の面積（以下、「経営面積」という。）が1ヘクタール以上の者。
- (2) 認定新規就農者であって、自ら（同一農家世帯員及び二親等以内の者を含む）が所有権又は使用収益権を有し、耕作している市内農地の面積（以下、「経営面積」という。）が1ヘクタール以上の者。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係する者。
- (2) 川越市税条例（昭和29年告示第19号）第3条に規定する市税の滞納があるとき。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、

第1条第1項の趣旨にのっとり行われる別表1に掲げる事業（事業費が10万円以上のものに限る。）とし、補助要件、補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）、補助率、補助限度額及び重要変更は、それぞれ別表1に定めるとおりとする。

2 国又は県が前項の補助対象事業について補助金を交付する場合における市の補助金の交付については、次のとおりとする。

(1) 国又は県が、別表1で定める補助率以上の補助金を交付するときは、市は補助金を交付しない。

(2) 国又は県が、別表1で定める補助率に満たない補助金を交付するときは、当該補助金を含め、別表1で定める補助率を上限として市が補助金を交付するものとする。

（予算の配分等）

第4条 事業を実施しようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、様式第1号により、市長へ実施計画書及び要望書（以下「実施計画書等」という。）を提出するものとする。実施計画書等の提出については、原則一会計年度につき1者あたり1回とする。ただし、当該年度中に第7条に規定する交付決定を受けていない者を除く。

2 市長は、別表2により実施計画書等ごとのポイントを算出し、ポイントが高い者から順に予算配分を行い、その結果を様式第2-1号により事業実施主体へ通知するものとする。なお、要望を不採択とする場合は、様式2-2号により事業実施主体へ通知するものとする。

3 事業実施主体は、事業の内容について、別表1に掲げる重要な変更を行おうとする場合は、第1項に準じて実施計画書等の変更を提出するものとする。

（申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項の規定による申請書の様式は、様式第3号のとおりとし、様式第2-1号により通知を受けた者は市長に提出することとする。

2 前項に規定する申請書には、規則第4条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 第1項に規定する申請書の提出時期は、毎会計年度、市長が別に定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

(軽微な変更)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する市長が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更以外の変更とする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条第1項の交付決定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(事業内容の変更等)

第8条 事業実施主体は、規則第6条第1項の規定に基づいて市長の付した条件に従い、市長の承認を受けようとするときは、様式第5号の申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項に規定する報告書等の提出は、補助事業の完了（事業の廃止又は会計年度完了の場合を含む。）後30日以内又は、当該年度の3月20日までのいずれか早い方を原則とする。

(確定通知)

第10条 規則第14条の規定により補助金の額を確定し、通知するときは、様式第7号によるものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた事業実施主体は、様式第8号を市長に提出し、市長は請求書の提出があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 事業実施主体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第8号を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。また様式第9号により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 事業実施主体は、前条第2項の規定により概算払を受けた金額の合計から第8条に規定する確定金額を控除した金額に残額が生じたときは、当該残額を市長に返還するものとする。

(実施状況報告)

第13条 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から3年、毎年度の営農の実施状況を様式第10号により、市長に報告するものとする。

2 前項の実施状況報告書の提出時期は、報告の対象となる年度の3月末から翌年度5月末日までとする。

(財産処分制限の期間)

第14条 規則第18条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、事業完了の日の翌日から起算する。

(書類の整備等)

第15条 事業実施主体は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から起算して、5年間保管しなければならない。

(要綱の見直し)

第16条 補助金の交付に関し、社会情勢の変化等を勘案し、施策効果の検証を踏まえ、3年ごとに必要な見直しを行うものとする。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	補助要件	補助対象経費	補助率	補助限度額	重要な変更
<p>認定農業者及び認定新規就農者による経営面積拡大に必要な施設の整備又は機械の導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時点で、経営面積（自ら（同一農家世帯員及び二親等以内の者を含む）が所有権又は使用収益権を有し、耕作している市内農地の面積）を20パーセント以上、又は0.6ヘクタール以上拡大している、又は拡大する見込みがあること。</li> <li>・申請日時点で経営面積が1ヘクタール以上あること。</li> <li>・拡大する農地の所有権の取得又は使用収益権の設定は、事業実施年度の前年度から事業実施年度の翌年度末までに行うものとする。</li> </ul>	<p>経営面積拡大に伴い必要となる施設の整備又は機械の導入に係る費用</p>	<p>補助対象経費の2分の1以内（ただし、消費税は補助対象外とする。）</p>	<p>100万円</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体の変更</li> <li>2 補助事業費の20パーセントを超える増減</li> <li>3 機械又は施設の種類の変更</li> <li>4 事業の中止又は廃止</li> </ol>

別表 2 (第 4 条関係)

項目	ポイントの基準	ポイント数
生産拡大面積	経営面積（自ら（同一農家世帯員及び二親等以内の者を含む）が所有権又は使用収益権を有している農地の面積）を以下のとおり増加する場合。	
	+100%以上 又は +1.8ha 以上	7
	+80%以上 又は +1.5ha 以上	6
	+60%以上 又は +1.2ha 以上	5
	+40%以上 又は +0.9ha 以上	4
	+20%以上 又は +0.6ha 以上	3
権利の手続き状況	・ 拡大するすべての農地の所有権又は使用収益権を有している（申請が完了している場合を含む）場合。	3
	・ 拡大する農地の半分を超える面積の所有権又は使用収益権を有している（申請が完了している場合を含む）場合。	2
	・ 拡大する農地が定まっており、当該農地の所有権及び使用収益権を有している者の同意が得られている。	1
	・ 拡大する農地が定まっていない（農地の所有権及び使用収益権を有している者の同意が得られていない場合を含む）。	不選定
居住地等	市内在住（法人の場合は、本店の所在が市内）の場合	3
水田活用の取組	拡大する経営面積のうち、半分以上を水田により拡大する場合（ただし、主食用米を作付けする場合を除く）。	3
遊休農地の解消	拡大する経営面積のうち、遊休農地を解消する取組みを含む場合。	3
認定新規就農者	認定新規就農者である場合	2